

- ・本概要は、令和 7 年度事業に関する内容です。
- ・令和 8 年度に事業を実施する場合、令和 9 年 3 月 31 日までに病床機能の再編／統合が完了する計画が対象となる見込みです。

東京都病床機能再編支援事業の概要

1 目的

地域医療構想に基づき、以下 2 に掲げる事業を行う都内医療機関に対し給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援します。

2 対象事業

(1) 単独支援給付金支給事業

ア 支給内容

都内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有する開設者が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給する。

イ 支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年 7 月 1 日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象 3 区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した都内医療機関の開設者又は開設者であった者

ウ 支給要件

次の（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は対象外とする。

（ア）単独病床機能再編計画について、東京都地域医療構想調整会議の議論の内容及び東京都医療審議会の意見を踏まえ、東京都が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

（イ）病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象 3 区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象 3 区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

(2) 統合支援給付金支給事業

ア 支給内容

複数の都内医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給する。

イ 支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年 7 月 1 日時点の病床機能について、対象 3 区分と報告した病床数の減少を伴う、以下ウの全ての要件を満たす統合計画に参加する都内医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者

ウ 支給要件

次の（ア）から（オ）までの全ての要件を満たすこと。

（ア）統合計画について、東京都地域医療構想調整会議の議論の内容及び東京都

医療審議会の意見を踏まえ、東京都が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

- (イ) 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- (ウ) 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- (エ) 令和8年3月31日までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係医療機関が計画に合意していること。
- (オ) 統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少すること。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

ア 支給内容

複数の都内医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給する。

イ 支給対象

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している都内の医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた都内医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者

ウ 支給要件

次の（ア）から（カ）までの全ての要件を満たすこと。

- （ア）東京都地域医療構想調整会議の議論の内容及び東京都医療審議会の意見を踏まえ、東京都が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること（上記（2）の統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。）。
- （イ）統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- （ウ）統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- （エ）統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。
- （オ）金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- （カ）国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

3 給付金算定方法

この給付金は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で支給するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 単独支援給付金支給事業

ア 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働

率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表の額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1, 140千円
50%以上60%未満	1, 368千円
60%以上70%未満	1, 596千円
70%以上80%未満	1, 824千円
80%以上90%未満	2, 052千円
90%以上	2, 280千円

イ 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床当たり2,280千円を支給する。

ウ 上記ア及びイの算定に当たっては、以下の病床数を除くこと。

(ア) 回復期機能、介護医療院に転換する病床数

(イ) 過去に令和2年度病床機能再編補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数

(ウ) 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

(2) 統合支援給付金支給事業

ア 統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり上記3(1)の表に基づいて算出された額の合計額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1, 140千円
50%以上60%未満	1, 368千円
60%以上70%未満	1, 596千円
70%以上80%未満	1, 824千円
80%以上90%未満	2, 052千円
90%以上	2, 280千円

イ 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床当たり2,280千円を支給する。

ウ 上記ア及びイの算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。

エ 「重点区域の申請について」（令和2年1月10日付医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記、ア及びイにより算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する

(3) 債務整理支援給付金支給事業

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済する

ために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は0.5%を上限として算定する。

4 留意事項

(1) 給付事業者の承認

本給付事業については、今回の事業計画の提出を持って給付が決定するものではありません。東京都地域医療構想調整会議の議論及び東京都医療審議会の意見を踏まえ、東京都が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた場合に限ります。

(2) その他

この事業概要は、令和7年度事業に関するものです。今後内容（給付条件、単価等）を変更する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

詳細な給付条件及びスケジュール等については、下記担当にご確認ください。

【担当】

東京都保健医療局医療政策部医療政策課

地域医療対策担当 佐藤

電話：(03)5320-4417（直通）

個人 E メール：Komomo_Sato@member.metro.tokyo.jp

組織 E メール：S1150401@section.metro.tokyo.jp